

令和7年度 隨意契約一覧表(都市計画部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	開発審査室	令和7年度吹田市建築確認台帳等システム運用保守業務	統合型GISを基盤とした台帳システム及び窓口閲覧システム保守業務及びデータ更新業務等	令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで (令和7年4月1日)	大阪市北区天満橋 1丁目8番30号 アジア航測株式会社 大阪支店	7,018,000円	本業務は、吹田市統合型GIS及びそのパッケージソフトを基盤としたシステムの保守作業であり、その開発事業者であるアジア航測(株)のみ実施可能なため、契約の性質上、競争入札には適さないものと判断されます。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ①に該当)
2	住宅政策室	吹田市営千里山住宅増圧ポンプ修繕委託業務	吹田市営千里山住宅増圧ポンプの修繕を行うもの	令和7年4月21日から 令和7年6月30日まで (令和7年4月15日)	大阪府大阪市中央区 本町4丁目3番9号 日本管財株式会社	2,530,000円	本業務は、吹田市営住宅等管理運営業務の収支計画に含まない事業であり、指定管理者に実施させる事業として定められているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】イに該当)

5月～6月分については対象案件はありません。

7月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	住宅政策室	吹田市営岸部中東住宅 増圧ポンプ修繕委託 業務	吹田市営岸部中東住宅 増圧ポンプの修繕を行うもの	令和7年7月10日から 令和7年9月12日まで (令和7年7月10日)	大阪府大阪市中央区 本町4丁目3番9号 日本管財株式会社	2,750,000円	本業務は、吹田市営住宅等管理運営業務の収支計画に 含まない事業であり、指定管理者に実施させる事業として定 められているため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1) 【物品・委託役務関係業務】イに該当)
2	住宅政策室	令和7年度吹田市借上 型市営住宅の供給に係 る不動産鑑定評価業務	吹田市借上型市営住宅 の賃貸借契約更新に あたっての資料の鑑定 業務	令和7年7月1日から 令和7年10月31日まで (令和7年7月1日)	大阪市西区阿波座 1丁目6番1号 公益社団法人 大阪府不動産鑑定士 協会	3,942,400円	(公社)大阪府不動産鑑定士協会は、大阪府内の不動産 鑑定業者を会員とし、公共事業における不動産鑑定評価の 価格の適正な均衡等を実現するための支援事業を行って います。本市からの依頼により同法人が、会員のうちから 対象案件に適した専門的知識や経験を有する不動産鑑定 業者を選定し、鑑定評価を実施します。これにより、鑑定評価 の質を確保し、また鑑定業者の選定事務の負担も軽減できる ことから、同法人を契約の相手方として選定するものです。 また、中央用地対策連絡協議会通知(令和2年3月17日付け 中央用対第13号)により、公共事業に係る不動産鑑定報酬 基準が定められており、対象不動産の評価額に基づき一律に 鑑定報酬額が決定されるため、随意契約とするものです。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(2)【物品・ 委託役務関係業務】アに該当)

8月分については対象案件はありません。

9月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	都市計画室	令和7年度都市計画の立案等に係る基礎的調査業務	住民等の潜在的なニーズや地域の特性等を把握し、中長期的なまちづくりの方向性やそれに応する施策案を検討するもの	令和7年9月12日から 令和8年3月20日まで (令和7年9月12日)	大阪市中央区今橋四丁目3番18号 株式会社日建設計 総合研究所 大阪オフィス	22,000,000円	豊富な経験と高い専門知識を有する事業者からの企画書等の提案を募集し、この提案を一定の基準で審査し契約候補者を選定する必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ④に該当)

10月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	資産経営室	吹田市市有建築物保全システム再構築・運用保守業務	吹田市市有建築物保全システムの再構築及び運用保守業務	令和7年10月15日から 令和13年3月31日まで (令和7年10月15日)	大阪市浪速区湊町1丁目2番3号 株式会社パスク 大阪支店	26,037,000円	本システムの再構築には、必要とする台帳管理システムの機能に加え、付加される機能や項目にあらゆる可能性があり、市で一律の仕様を定めることは困難であるとともに、システムの実装部分において、誰もが使いやすく継続して運用していくような仕様とする必要があり、事業者独自の技術や企画提案力等を総合的に審査し、最適な仕様を選択するため。 (随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カ④に該当)

11月分については対象案件はありません。